



2024年 1月人権一口講座



「災害と人権」

昭和四十八年（一九七三年）十一月に死者一〇四人、負傷者六十七人を出した熊本市の大洋デパート火災が、十一月二十九日で五十年を迎えたというニュースを見ました。「経営会社の防火管理体制の不備による国内デパート火災史上最悪の惨事」との報道に心が痛みました。

大惨事の一つの原因として、市消防局から改善指示を再三受けていたにも関わらず、消防法が定めた消防計画の作成や「通報・消火・避難」の訓練も怠っており、火災を知らせる館内放送もなく、従業員からの組織的な避難誘導もなかったとのこと。

遺族が損害賠償を求めた訴訟は、総額十八億円の和解が成立し、経営会社は倒産。……。

私は、当時七歳でテレビのニュースを見たかすかな記憶しかありませんが、その後もホテルニュージャパンをはじめ、数多くの犠牲者を出した火災が日本国内で多発しているのが現状です。

ふれあい文化センターでも、その苦い教訓を生かすべく、十一月三十日に「通報・消火・避難」訓練を実施しました。

二〇二三年度の全国統一防火標語は「火を消して、不安を消して、つなぐ未来」というのを御存じですか？

私達にとって、火は、暖を取るにも食事をするにも欠かせないことができない大事なものです。使い方を誤ると大きな事故に繋がります。

もし火事が起きたとすると、我が身だけではなく家族や近隣の方々を含め、多くの方々を危険な目にあわせてしまう事になります。火事が起きると燃えつくすまで、完全に消火が済むまで火は鎮火しません。財産を燃やし尽くされたら、人生が変わってしまうことにもなりかねません。

私達は、過去の記憶が風化しないよう後世に引き継いで行くとともに、自分や周囲の人々の生活を壊さないためにも防火に心がけて生活しましょう。

また、熊本地震の際は、避難所での女性や高齢者、障がい者等災害弱者と呼ばれる方々への差別的発言や人権侵害など問題が生じました。災害時にもお互いを認め、違いを認め理解することが、一人ひとりの人権を守ることに繋がるのではないのでしょうか。

熊本市では令和四年（二〇二二年）十月に熊本市防災基本条例を策定し、その中で「多様性の尊重」を定めており、多様性を理解し、すべての被災者がその尊厳を傷つけられることなく、必要な支援を受けることが出来るよう適切な配慮をしなければならないとされています。

短いメッセージ 頑張り過ぎなくていい 笑顔になれる
その瞬間が 自分らしく 輝いている時だから

熊本市・熊本市教育委員会・熊本市人権啓発市民協議会のカレンダー 三和中学校2年 池田陵亮さんの作品より